

令和2年4月21日

## 新型コロナウイルス感染症緊急対応方針の考え方

令和2年4月21日の新型インフルエンザ等対策本部で、緊急対応方針（第1弾）を取りまとめるべきとされた。先進自治体の方針を参考に、本市では次の考え方で、叩き台を取りまとめていく。

### 記

#### 1 目的

新型コロナウイルス対策の全体的な緊急対策の方針を示す。

それにより、庁内で当面の方向性を共有し、市民の理解と安心を得る。

#### 2 方針に含む取組の時期

令和2年4月23日時点で、補正予算に盛り込むべき取組についてまで。

補正予算について不明な点はあるが、現時点での実施確実なものは盛り込む。

#### 3 骨子（叩き台）

4つの柱に取組を整理し、簡潔に主な取組を挙げる。

##### （1）いのちを守る 感染症拡大防止と医療体制確保【福祉保健部、窓口・施設所管課】

- ① 発熱外来・PCR検査センターの整備
- ② 医療機関へのマスク等の調達支援
- ③ 市の各種手続きの郵送対応、各種相談の電話対応の推進
- ④ 施設の休館継続とイベントの延期・中止
- ⑤ わかりやすくスピーディな情報提供

##### （2）くらしを守る セーフティネットとなる支援【福祉保健部、子ども家庭部等】

- ① 特別定額給付金（仮称）の迅速な支給  
※正式に事業担当課が決定されるまでは企画政策課が窓口
- ② 子育て世帯臨時特別給付金の迅速な支給
- ③ 市立小中学校におけるオンライン授業の実施
- ④ 児童・生徒の心のケアの充実
- ⑤ DV、児童及び高齢者等虐待の防止
- ⑥ 市税等の支払い猶予及び減免

##### （3）地域を守る 市内事業者の経営継続支援等【市民部、協働事業者関係課】

- ① 市内事業者の資金繰りの支援
- ② 飲食店の経営支援
- ③ 障がい者、高齢者、子育て支援等の協働事業者へ支援

##### （4）市民サービスの基盤を守る【総務部、企画財政部】

- ① 業務継続体制の確保
- ② 市職員及び窓口等における感染防止
- ③ 国や東京都の支援策の活用

#### 4 進め方

4／21 叩き台を作成し、企画財政部、総務部長と共に上、本部部会で提示

22 企画財政部長、総務部長、福祉保健部長が各部長にヒアリングを実施

23 本部部会で承認、本部で概要を説明。23日以降に公表

## 新型コロナウイルス感染症 三鷹市緊急対応方針（第1弾）

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発出されました。東京都の緊急事態措置は5月6日までとなっていますが、日々、刻々と状況が変化する中で、市民生活への影響が長期化することが懸念されます。

そのため、市民の皆様の暮らしや中小企業の経営継続に向けた支援などを柱とした「新型コロナウイルス感染症 三鷹市緊急対応方針」に基づき、市議会のご理解を得ながら的確な予算措置を講じ、市民サービスの継続を前提に多様な施策を機動的に進めています。

### 1 市民生活のセーフティーネットとなる支援

#### (1) 給付金の支給に向けた迅速な対応

ア 国では休業等により収入が減少し生活に困っている世帯もあることから、生活支援臨時給付金の給付を行うこととしており、市として迅速な対応を図ります。

イ 国では児童手当を受給する子育て世帯に対して、子育て世帯臨時特別給付金を支給することとしており、市として迅速な対応を図ります。

#### (2) 市税や下水道使用料等の支払い猶予

ア 収入が急減している市民や事業者の申し出により、最大1年間、市税の納税を猶予します。また、固定資産税の軽減や軽自動車税環境性能割の軽減延長など、いずれも国の法改正後に市の条例改正を行い、必要な対応を図ります。

イ 下水道使用料については、支払いが困難な場合、本人の申し出により最大4か月支払いを猶予します。

ウ 「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」に基づき、納付相談や専門窓口へつなげるなど、きめ細かな対応を図ります。

#### (3) 食料確保が困難な方への支援

経済的理由により食料の確保が困難となった際の窓口となる「フードバンクみたか」や「三鷹市生活・就労支援窓口」での食料の調達を支援します。

#### (4) 生活困窮者への住宅確保給付金の要件緩和

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれがある場合などに対応するため、住宅確保給付金の要件を緩和します。

#### (5) 保育施設及び学童保育所での保育の確保

保護者の仕事や疾病などを除き、最大限可能な限り家庭での保育を要請するとともに、真にやむを得ない事情がある場合には、保育施設と学童保育所で保育を実施し、市民の暮らしを支援します。家庭で保育をして頂く場合には保育料等を

減免するほか、学童保育所では、申込みにより小学校で昼食を提供するとともに、児童の安全・保護者の安心を確保するため、入退室管理システムを全施設に導入します。

#### (6) 国民健康保険での傷病手当金の支給

国民健康保険の被保険者が、療養のため労務に服することができなかつた場合に、その減収分の一部を傷病手当金として支給するため、市の条例改正等を行い、必要な対応を図ります。

### 2 中小企業及び協働事業者の経営継続に向けた支援

#### (1) 三鷹商工会との協働による経営相談

各種融資制度の相談、雇用調整助成金等に関する情報提供など、令和2年3月から中小企業診断士による相談窓口を設置しています。また、経営アドバイザー派遣制度を活用して、東京都社会保険労務士会との連携による雇用や各種申請手続きに関する相談支援を行います。

#### (2) 不況対策緊急資金等の要件緩和による融資のあっせん

「不況対策資金」と「特定不況対策緊急資金」の対象要件を緩和するとともに、限度額を拡大し、市内事業者の資金繰りを支援します。信用保証料を全額補助するほか、本人負担利率が0.35%となるように利子補給を行います。

#### (3) 飲食店の経営支援

宅配、テイクアウト可能な店舗のリストを作成し全戸配布を行うとともに、新たに宅配等を導入する際の事業費の一部を助成します。

#### (4) 協働事業者への補填制度創設の要望

障がい者、高齢者、子育て支援など、委託や補助の枠組みで事業を実施している協働事業者について、施設の休館や利用者の減少などにより、収益の悪化が生じています。利用料金を徴収して運営している外郭団体を含め、国や東京都に対して補填制度の創設を要望するとともに、市独自の補填の枠組みについても検討を進めます。

### 3 子どもの居場所の確保

#### (1) 児童・生徒の校庭等の利用と昼食の提供

保護者の仕事や疾病など、真にやむを得ない事情がある場合、申込みにより校庭や教室を利用した見守りを行うとともに、昼食を提供します。

#### (2) 市内公園の巡回による子どもの安全の確保

感染症予防に配慮した公園利用が行われるように、市内公園の巡回を継続し、子どもの安全な利用を確保します。

#### 4 小中学校の臨時休校に伴う家庭学習の支援

##### (1) 児童・生徒1人1台タブレット端末の整備

休校の長期化により教育課程に遅れが生じることが懸念されていることから、緊急時において子どもたちの学びを保障できる環境を確保するとともに、個別最適化された学びを実現するため、児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備します。

##### (2) 家庭学習を円滑に進めるための学習課題の送付

休校期間中に児童・生徒が使用する教材を各家庭に送付するとともに、教師による家庭訪問や電話相談など、フォローアップを行います。

##### (3) クラウド型の自律学習応援プログラムを活用した学習支援

自宅のインターネット環境を活用したクラウド型の自律学習応援プログラムを提供し、家庭学習を支援するとともに、学力の維持向上を図ります。

##### (4) 電話、訪問による児童・生徒の心のケアの充実

教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる学校や電話での相談のほか、子ども家庭支援センターと連携し、長期間の在宅生活に伴う心の健康を保つためのケアを行います。

#### 5 市民の感染症予防のための環境整備

##### (1) マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計の購入と調達支援

ア 市庁舎、保育施設、学校などで使用するマスクやアルコール消毒液、非接触型体温計を購入します。

イ 民間の障がい者及び高齢者施設、保育施設、医療機関などの事業者が必要としているマスクやアルコール消毒液、非接触型体温計の調達を支援します。

##### (2) 各種申請手続き等の郵送化の推進

ア 障害者手帳の申請などの福祉に係る手続き、家庭系ごみ指定収集袋特別交付窓口での減免申請及び交付などを郵送による手続きに変更し、窓口来庁による感染拡大のリスクを軽減します。

イ 民生委員による乳児家庭全戸訪問を休止していることから、訪問時に手渡していた絵本や各種子育てに関する案内を郵送します。

##### (3) 集団から個別対応への変更によるリスクの軽減

ボランティアセンターでボランティアが実施している65歳以上の高齢者を対象とした電話訪問事業について、ボランティアが自宅から電話ができるように携帯電話の購入を支援します。

#### (4) 東京都知事選挙における感染症予防対策

7月5日に投開票が行われる東京都知事選挙において、投票所へのアルコール消毒液の設置、マスクの着用、投票所の定期的な換気など、感染症予防対策の検討を進めます。

#### (5) 施設の休館の継続とイベントの延期・中止の検討

感染症拡大を防止するため、公共施設の休館を継続します。また、市制施行70周年については、現時点での状況を勘案して、式典及びふるさと三鷹周年祭を延期するほか、その他の各種イベントについても延期等の検討を進めます。

### 6 心と体の健康を維持していくための支援

#### (1) 教養、文化、スポーツ、子育てに関する動画配信

不要不急の外出自粛が要請されており、自宅での時間を楽しんでいただけるように、無料動画共有サイトYouTubeの三鷹市公式動画チャンネルで動画を配信します。三鷹ネットワーク大学の講座、星と森と絵本の家の読み聞かせ、すぐすぐひろばでの親子遊び、高齢者向けエクササイズなど、幅広い世代が楽しめる動画を提供します。

#### (2) 高齢者の在宅生活支援

外出を控えている高齢者の在宅生活を支援するため、きめ細かな情報提供を行います。

#### (3) リサイクル図書を活用した児童用図書の宅配

乳幼児、低学年、中・高学年向けで、破損等により図書館では利用しなくなつた図書を希望者宅に配送します。

### 7 市民サービスを継続するための環境整備

#### (1) 職員及び市民の感染症予防

ア 緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、出勤する職員を当面 25%以上削減します。

イ 職員の検温等の実施、手洗い、手指消毒及び職場換気などの徹底を図ります。

ウ 三鷹駅前市政窓口の開館時間を平日17時までに短縮するとともに、土曜日、日曜日及び祝日を休館とします。

エ 飛沫感染を防止するため、本庁舎、教育センター、市政窓口の受付カウンターにアクリル板を設置します。

#### (2) デジタル技術を活用した市民サービスの継続

ア 在宅でも職場と同様のシステム環境で勤務可能なリモートアクセスシステムを導入します。

イ 各種相談業務や外部機関との打ち合わせなど、対面でのリスクを軽減するた

め、オンライン会議が可能なパソコンを整備します。

(3) 事業継続を視野に入れた窓口・執務空間の確保

職員の間隔に配慮するとともに、感染が発生した場合の各窓口の代替機能を担う執務空間を確保するため、公会堂さんさん館や元気創造プラザの相談室等にLAN環境を整備します。

8 感染症予防対策の推進体制

(1) 推進体制の強化

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本部体制のもとで全庁をあげた対策を推進します。また、府内連携の要となる事務局機能の強化を図ります。

(2) 適時適切できめ細かな情報提供と相談体制

ア、防災無線、ケーブルテレビでの文字放送、ホームページやTwitterを通して、必要な情報が必要な方に的確に届くように、きめ細かな情報提供を行います。  
イ 在宅で生活を送っている障がい者、高齢者などの要配慮者や子どもへの虐待対応など、相談窓口を周知し、きめ細かな相談と個別対応を図っていきます。

(3) 三鷹市医師会、杏林大学病院など医療機関との連携強化

今後、爆発的な蔓延を防止するため、必要がある場合には、関係機関を補完する機能の確保を検討するなど、連携を強化します。

9 状況に応じた方針の見直し

「新型コロナウイルス感染症 緊急対応方針（第1弾）」は、現時点での施策の方向性をとりまとめたものであり、国や東京都の動向を踏まえ、新たな対応策の追加、既存事業の見直しなどを行い、隨時、適切な対応を図っていきます。

## 新型インフルエンザ等対策業務継続計画における業務区分

(参考)BCP区別業務数 A 維持業務、B 締小業務、C 休止業務(新型インフルエンザ等対策業務継続計画)

| 組織名       | BCP区別業務数 |    |    |    | (参考)A業務(継続業務)  |
|-----------|----------|----|----|----|--|
|           | A        | B  | C  | 合計 |  |
| 議会事務局     | 11       | 7  | 0  | 18 |  |
| 議会事務局     | 3        | 13 | 4  | 20 | ①傍聴、②本会議、③委員会及び公聴会   |
| 企画財政部     | 1        | 1  | 0  | 2  |  |
| 企画政策課     | 2        | 16 | 17 | 35 | ①庁議、②配偶者からの暴力による被害者の支援   |
| 財政課       | 1        | 13 | 5  | 19 | ①予算編成及び執行管理  |
| 広報秘書課     | 2        | 4  | 10 | 16 | ①記者会見及びプレスリリース、②市長及び副市長の秘書   |
| 情報システム課   | 2        | 22 | 10 | 34 | ①情報処理システムの管理及び運用、②情報処理システムによる地域情報化   |
| 総務部       | 1        | 1  | 0  | 2  |  |
| 総務課       | 2        | 12 | 14 | 28 | ①不服申立て、②賠償及び調停、③訴訟   |
| 地域安全課     | 2        | 7  | 1  | 10 | ①国民保護、②防災行政無線  |
| 職員課       | 0        | 12 | 6  | 18 |  |
| 管財課       | 6        | 17 | 11 | 34 | ①庁内の電話及び清掃業務、②庁舎車両の総括管理、③庁舎車両の事故に伴う和解及び賠償、④市有建物の集中管理、⑤施設管理業務の総括及び連絡調整、⑥庁内の駐車   |
| 市民部       | 1        | 1  | 0  | 2  |  |
| 市民課       | 12       | 7  | 0  | 19 | ①住民基本台帳に関する届けの受理、②住民基本台帳の整備保管、③戸籍謄抄本又は全部もしくは一部に関する証明、住民票の写し、町名変更、身分証明その他証明、④印鑑登録及び証明、⑤事務処理手数料の収納、⑥住居表示、⑦外国人住民の居住地届出及び特別永住者証明書、⑧自動車臨時運行許可、⑨戸籍に関する届けの受理、⑩死産届、⑪火(埋)葬許可及び改葬許可、⑫市民葬儀                  |
| コミュニティ文化課 | 0        | 5  | 10 | 15 |  |
| 経済課       | 0        | 8  | 5  | 13 |  |
| 保険年金課     | 3        | 9  | 2  | 14 | ①国民健康保険の資格、②日雇労働被保険、③高額療養費の貸付  |
| 市民税課      | 0        | 18 | 10 | 28 |  |
| 資産税課      | 0        | 10 | 0  | 10 |  |
| 納税課       | 0        | 14 | 0  | 14 |  |
| 環境部       | 1        | 1  | 0  | 2  |  |
| 環境政策課     | 0        | 19 | 13 | 32 |  |
| ごみ対策課     | 16       | 9  | 14 | 29 | ①法令等に定める指導監督及び許認可、②廃棄物処理手数料、③湖南衛生組合、④東京たま広域資源循環組合、⑤浅川清流環境衛生組合、⑥焼却施設、⑦し尿の収集及び運搬、⑧浄化槽の清掃、⑨ごみ、資源の収集、運搬、⑩犬、猫等の死体収集、⑪粗大ごみの収集、運搬、⑫不法廃棄物の収集、⑬所管する車両の安全運転管理及び事故に伴う報告、⑭清掃業務車両の管理、⑮ごみ、資源の分別及びごみ減量の指導、⑯中間処理 |
| 下水道課      | 15       | 16 | 2  | 33 | ①下水道使用料、②流域下水道、③東京都水道局と連携及び連絡調整、④下水道の維持管理、⑤下水道の維持補修、汚水栓の設置及び改造工事の設計並びに施工   |
| 福祉保健部     | 1        | 1  | 0  | 2  |  |
| 地域福祉課     | 16       | 15 | 3  | 34 | ①生活保護法による保護、②生活保護世帯の法外援助、③生活保護等の相談業務、④医療券の交付等、⑤生活保護費の経理、⑥行旅病人及び行旅死亡人   |
| 自立生活支援課   | 5        | 7  | 0  | 12 | ①障害者(児)等に対する医療費等助成及び手当、②自立支援医療給付(更生医療、育成医療)、③身体障害者福祉法等に基づく援護、④身体障害者手帳、⑤愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳、⑥自立支援医療給付(精神通院医療)   |
| 介護福祉課     | 5        | 20 | 7  | 32 | ①介護保険の給付、②高齢者虐待防止、③介護サービス事業者連絡会、④老人福祉法に規定する措置(養護老人ホーム等)、⑤ひとり暮らし高齢者等の見守り事業  |
| 健康課       | 12       | 9  | 7  | 28 | ①保健にかかる関係機関との連絡調整、②保健センターの管理運営   |
| 子ども家庭部    | 1        | 1  | 0  | 2  |  |
| 子育て支援課    | 7        | 5  | 5  | 17 | ①児童手当等の支給、②児童育成手当の支給、③児童扶養手当の支給、④愛育手当の支給、⑤乳幼児の医療費の助成、⑥義務教育就学児の医療費の助成、⑦ひとり親家庭等の医療費の助成   |
| 保育課       | 0        | 5  | 11 | 16 |  |
| 児童青少年課    | 0        | 13 | 2  | 15 |  |

特別定額給付金（仮称）の概要について（4月21日時点情報）

1 実施主体

市区町村

2 経費負担（総務省HPより）

実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率100%）

3 申請基準日

令和2年4月27日

4 給付金額及び対象者

(1) 給付金額

1人10万円

(2) 基準日（4月27日）時点で住民基本台帳に記録されている者

※ 住民基本台帳に記載がある外国人も対象

※ 基準日時点で住民基本台帳に記載のない海外にいる邦人は対象外

※ DV被害などで住民票と実際の所在地が違う場合の支給方法は総務省において現在検討中

5 受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

6 申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は以下の(1)及び(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込により行う。

（※やむを得ない場合に限り、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策を講じて、窓口における申請及び給付を認める。）

(1) 郵送申請方式

市区町村から、世帯全員の氏名を印字した申請用紙を郵送で受け取り、希望者は銀行等口座番号などを記入して、免許証や通帳のコピーなど、世帯主の本人確認や口座番号を確認できる書類を添付して市町村に郵送する。

(2) オンライン申請方式

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

7 申請受付期間

申請受付開始から3か月以内（※申請開始時期は市町村ごとに異なる）

8 給付までの主なスケジュール

- 4月20日 緊急経済対策補正予算案の閣議決定
- 4月27日 政府が本給付金も含む緊急経済対策補正予算案を国会提出
- 4月28日 衆院予算委員会で審議
- 4月29日 参院予算委員会で審議
- 4月中？ 補正予算成立
- 5月中 小金井市での受付開始（受付期間は3か月以内）